

令和3年度 全国児童家庭支援センター協議会 現況調査

R3.4.1 時点 総センター数：154センター 回答センター数：154センター

1. 職員の配置について

(1) 職員配置状況

i. 運営管理責任者

A	常勤で専任(管理業務のみ)	14名
B	常勤で専任(センター相談員を兼務)	30名
C	非常勤で専任(管理業務のみ)	1名
D	非常勤で専任(センター相談員を兼務)	5名
E	本体施設長・副施設長等が兼任	94名
F	その他の形態	10名

ii. 相談員

配置人数別センター数

配置人数	センター数
0名	1
1名	22
2名	74
3名	36
4名	8
5名	7
6名	1
7名	4
8名	1

雇用形態

A	常勤で専任	237名
B	常勤で他施設業務等を兼任	24名
C	非常勤で専任	109名
D	非常勤で他施設業務等を兼任	17名

iii. 心理職員

配置人数別センター数

配置人数	センター数
0名	2
1名	106
2名	27
3名	15
4名	3
5名	1
6名	0
7名	0

雇用形態

A	常勤で専任	131名
B	常勤で他施設業務等を兼任	11名
C	非常勤で専任	70名
D	非常勤で他施設業務等を兼任	10名

iv. その他の職員

配置人数別センター数

配置人数	センター数
0名	109
1名	26
2名	7
3名	8
4名	1
5名	1
6名	1
7名	1

雇用形態

A	常勤で専任	29名
B	常勤で他施設業務等を兼任	10名
C	非常勤で専任	35名
D	非常勤で他施設業務等を兼任	12名

(2) 里親支援専門相談員配置状況 回答センター数：127 センター

※本体施設が児童養護施設または乳児院のセンターのみ回答

A	配置している(児家センの兼務有り)	21
B	配置している(児家センの兼務無し)	74
C	配置していない	32

2. センターの設置形態、及び休業日・夜間の相談対応方法について

(1) 設置形態

A	本体施設と同一の建物ないし敷地内に設置	110	
B	本体施設から離れた場所に設置	(1km 未満)	12
		(1～5km)	6
		(5～10km)	5
		(10km 以上)	6
C	単独設置	13	
D	その他	2	

※その他の回答

本体施設のほかに近隣市に分室を設けている。

同法人児童福祉施設と同じ敷地内の別棟／市役所内に分室がある。

本体施設内とサテライトがある。

(2) 休業日の相談対応方法について

i. センターの休業日

ない	33
ある(対応は行っている)	104
ある(対応は一切行っていない)	17

ii. 休業日の対応方法

A	センター職員が休業日に出勤し、直接対応している	8
B	センター職員が携帯電話を所持し、直接対応している	60
C	勤務している本体施設職員に対応を依頼している	26
D	その他	12

※その他の回答

勤務している本体施設職員を経由し、携帯電話を所持するセンター職員が折り返す。

基本的に受け付けないがやむを得ない場合に限り予約相談のみ。

休業日に子育て短期支援事業を行っている場合のみ対応。

電話相談のみ転送電話当番職員が対応している。

センター職員が携帯電話を所持していたり、本体職員に対応を依頼したりしている。

可能な日に電話相談対応をしている。

緊急時は、総合施設長が携帯電話で対応している。

子相 189 対応。

携帯に転送し、対応できる範囲で行っている。主な対応は平日に行う。

委託ケースのみ (B)、一般電話相談のみ本体副施設長が対応 (D)。

(B)に加え、本体施設職員にも対応を依頼している (D)。

携帯電話が必要ではないかと思われる時のみ所持し、ニーズに応じて対応している。

センター職員、本体施設職員、フォスタリング機関の職員が交代で出勤。

(3)夜間の相談対応方法について

i. センターの夜間対応

行っている	116
行っていない	38

ii. 夜間の対応方法

A	センター職員が宿直・夜勤を行い、直接対応している	6
B	センター職員が携帯電話を所持し、直接対応している	64
C	夜勤勤務している本体施設職員に対応を依頼している	33
D	その他	13

※その他の回答

センター職員が携帯所持するか、本体職員対応。

夜間勤務している本体職員が対応し、20分経過後、引き続き相談希望がある場合は、センター職員が携帯電話で対応。

BとCの両方の対応を行う。

勤務している本体施設職員を経由し、携帯電話を所持するセンター職員が折り返す。

本体施設宿直者に受付を行っていただき、その後児童家庭支援センター職員で対応。

本体職員が窓口となりその後電話等で対応している。

センター職員が携帯電話を所持していたり、本体職員に対応を依頼したりしている。

緊急時は、総合施設長が携帯電話で対応している。

子相 189 対応。

携帯に転送し、対応できる範囲で行っている。主な対応は平日。

委託ケースのみ (B)、一般電話相談のみ本体副施設長が対応 (D)。

(B)に加え、本体施設職員にも対応を依頼している (D)。

センター職員を含めた本体施設の宿直職員が対応する。

携帯電話が必要ではないかと思われる時のみ所持し、ニーズに応じて対応している。

平日 17-20 時の相談対応、里親 SS 実施中は利用者・里親に対し夜間携帯で対応。

3. センターの運営費補助金について（回答センター：151 センター）

(1)道府県・政令指定都市からの運営事業補助金額、及び事業活動収入額

i. 児童家庭支援センター運営事業補助金収入額

800 万円未満	6
800 万円台	10
900 万円台	9
1,000～1,500 万円未満	62
1,500～2,000 万円未満	48
2,000 万円以上	16

ii. 年間事業活動収入額（補助金、委託料、寄付金、利息、雑収入等の合算）

800 万円未満	6
800 万円台	9
900 万円台	3
1,000～1,500 万円未満	53
1,500～2,000 万円未満	38
2,000～2,500 万円未満	15
2,500～3,000 万円未満	13
3,000 万円以上	14

(2)補助金収入額の交付について

A	国の示す補助基準通りの金額を交付されている	93
B	心理職を常勤配置しているが、「非常勤を配置する場合」の補助基準金額を交付されている	2
C	道府県等の独自判断で減額交付されている	44
D	その他	12

※その他の回答

道と業務委託契約を結んでいる。心理職を配置しているが、「非常勤を配置する場合」の補助基準額を算定されている。

横浜市の独自予算も収入に含まれている。

道府県等の財政事情等による独自判断で増額交付されている。

対象外経費として、コロナ対策費、市町村受託事業を控除された額。

昨年度実績を反映せず、一定の金額で交付。

指導委託は県の独自判断で年間額を決められている。また市町の要対協アドバイザー料と出張相談日が収入源として上がっている。

指導委託費等も含まれている。

一定人数分の指導委託費も含まれている。

国の補助基準を参考に歯されているが、市予算で判断されており積算根拠の詳細はない。
 指導委託費も含まれた形で合算して交付されている。
 指導委託費等も含まれている。
 一定人数分委託費に含まれる。

(3)指導委託について

i. 総件数（総月数）

0 月	59
10 月未満	16
10～49 月	47
50～99 月	13
100 月以上	16

ii. 実人数

0 名	59
1～4 名	53
5～9 名	16
10 名以上	23

iii. 総額

0 円	75
10 万円未満	4
10～50 万円未満	16
50～100 万円未満	11
100 万円以上	36
不明、非開示	9

(4)年間総支出額、および人件費について

i. 年間総支出額（人件費＋事務費＋事業費）

800 万円未満	5
800 万円台	6
900 万円台	3
1,000～1,500 万円未満	44
1,500～2,000 万円未満	48
2,000～2,500 万円未満	15
2,500～3,000 万円未満	15
3,000 万円以上	14

ii. 年間人件費

800万円未満	15
800万円台	7
900万円台	14
1,000～1,500万円未満	58
1,500～2,000万円未満	25
2,000～2,500万円未満	19
2,500～3,000万円未満	2
3,000万円以上	10

(5)フォスタリング事業の委託について（回答センター：154センター）

i. 里親リクルート事業

行っている	37
行っていない	117

実施年月

令和3年4月、5月～・令和2年4月、6月、9月、10月、12月～令和元年11月～
平成31年4月～・平成30年4月～・平成29年4月、5月～・平成28年4月～・平成25年4月～
平成24年4月～・平成16年4月～

ii. 里親トレーニング事業

行っている	41
行っていない	113

実施年月

令和3年4月、5月～・令和2年4月、6月～・令和2年12月～・令和元年10月～
平成31年4月～・平成30年4月、8月、9月～・平成29年4月～・平成27年4月～
平成24年4月～・平成22年4月～・平成16年4月～

iii. 里親マッチング事業

行っている	21
行っていない	133

実施年月

令和3年4月～・令和2年4月～、令和2年12月～・平成29年4月～・平成28年4月～
平成25年4月～・平成24年4月～

iv. 里親訪問支援事業

行っている	40
行っていない	114

実施年月

令和3年4月～・令和2年4月、6月、9月、10月、11月～・令和元年9月～
平成31年4月～・平成30年3月、4月～・平成29年4月、5月～・平成26年4月～
平成25年4月～・平成24年4月～・平成20年4月～

(6)市町村の子ども家庭総合支援拠点事業の委託について（回答センター：154センター）

行っている	3
行っていない	151

実施年月

令和3年1月～・令和2年4月～・平成30年4月～